

博士學位申請論文

近代日本における児童虐待問題の形成と
変容に関する社会構築主義研究

—昭和8年「児童虐待防止法」の成立過程にみる子どもの近代—

著者

高橋 靖 幸

論文の目次

序 章 近代日本における児童虐待問題への視座

1. 問題の所在
2. 子どもの社会史研究における戦前期の児童虐待問題の位置付け
3. 日本の児童保護事業の系譜
4. 戦前期の児童虐待問題に関する先行研究と本論文の課題
5. 本論文の分析視角：社会問題の社会構築主義
6. 戦前期の児童虐待問題を読み解くための史料の収集と本論文の構成

第1章 近代日本における児童虐待問題の萌芽—明治期における「児童虐待」の概念

1. 街頭等での子どもの特殊な労働に対する社会の理解
2. 貰い子殺しと継子いじめ：家族の問題としての「虐待」
3. 明治期における社会問題としての「児童虐待」の構築
4. 小括：社会問題としての「児童虐待」への志向

第2章 児童虐待をめぐる新聞報道と専門家言説の相互作用

1. 原胤昭の児童虐待防止に関する取り組みと社会の反応
2. 諸外国の児童虐待防止に関する議論の導入
3. 専門家による児童虐待防止議論の展開
4. 小括：児童労働を含む虐待概念の形成の初動

第3章 内務省社会局における児童保護法制定の取り組みと児童虐待防止の検討

1. 三田谷啓による児童虐待の統計調査と定義
2. 内務省による児童虐待防止議論の展開
3. 『児童保護に関する施設要綱』提出後の児童虐待議論の展開
4. 小括：内務省社会局における児童保護の法制化と児童虐待防止の議論

第4章 児童虐待問題の転換—児童虐待事件を契機とした法制化議論の深化

1. 救世軍による児童虐待防止事業の始動
2. 法制化の議論に向かう児童虐待防止問題
3. 児童保護事業に関する法制化の議論の進展
4. 小括：児童保護の法制化の議論と児童虐待の新たな語りの形成

第5章 岩の坂貰い子殺し事件の社会問題化と児童保護法制化議論の変容

1. 社会事業調査会の設置と「児童保護事業に関する體系」の検討
2. 貰い子殺しの社会問題化と児童保護に関する法制化の議論の展開
3. 第二回全国児童保護事業会議における「児童虐待防止法案」の審議
4. 小括：児童虐待の社会問題化と児童虐待防止に関する法制化への期待

第6章 児童虐待防止法案作成の分岐点—『児童虐待防止に関する法律案要綱』

1. 内務省社会局による「児童監護法」の検討
2. 社会事業調査会と答申『児童虐待防止に関する法律案要綱』
3. 児童虐待防止法案の議会提出の決定
4. 小括：児童虐待防止法案作成の分岐点

第7章 帝国議会における児童虐待防止法案の審議過程

1. 議会に提出された児童虐待防止法案の特徴
2. 第64回帝国議会の衆議院における児童虐待防止法案の審議
3. 第64回帝国議会の貴族院における児童虐待防止法案の審議
4. 児童虐待防止法の成立に対する社会の反応
5. 小括：骨抜きとなった児童虐待防止法

第8章 児童虐待防止法実施状況に見る新たな子ども問題と子どもの複数性

1. 児童虐待防止法の審議経過のなかの貫い子殺し事件と産院産婆問題
2. 児童虐待防止法の施行に向けた社会の動き
3. 児童虐待防止法の成果をめぐる攻防
4. 小括：児童虐待をめぐる子ども問題の語られ方

終章 日本の児童虐待問題と子どもの近代

1. 児童虐待問題の歴史
2. 子どもの複数性に着目した児童虐待問題の構築
3. 子どもの社会史研究への本論文の貢献

論文の要約

本論文は、戦前期における児童虐待問題を対象に、社会問題の構築という観点から日本における子どもの近代の歴史を明らかにする、子どもの社会史研究である。本論文は、フィリップ・アリエスによる子どもの社会史の知見に示唆を得て、戦前期に制定された児童虐待防止法の成立の過程で、子どもとその保護をめぐるどのような議論が展開されたのかを社会問題の社会構築主義の理論に立脚して検討することにより、日本における子どもの近代の歴史の一面を描き出すことを課題とする。

従来、日本における「児童虐待」の歴史に言及する研究では、昭和8（1933）年に「児童虐待防止法」が制定された事実、および、制定に至る過程では社会を震撼させたいくつかの貰い子殺し事件に焦点を当てた議論が進められた一方で、法制化されたのは児童労働を主眼とした内容であったことを指摘するにとどまってきた。つまり、貰い子殺しを問題とする段階から、児童労働を問題とする段階に至る「断絶」は、解明されないままであった。本論文は、新聞記事、雑誌記事、書籍、報告書、帝国議会議事録、各種公文書等を史料に、明治期から昭和初期にかけて児童虐待が社会問題として構築される過程を読み解くことによって、法律制定に至るまでの「児童虐待」に関する社会認識の変化を明らかにし、近代日本における子どもの歴史に新たな視点を加えようとする試みである。

明治期に子どもに対する「虐待」として記述され問題とされたのは、「貰い子殺し」や「継子いじめ」の事件だった。明治20年代から30年代、これらの事件を説明するのに際して「虐待」という言葉が使われるようになり、その後、家庭内で親などから残酷な扱いを受ける複数の子どもの問題に対して「児童虐待」という共通の表現が用いられるようになっていった。こうして問題の領域を拡張させる議論が展開され、児童虐待が個別の特殊な問題ではなく、社会全体の問題であることを訴える議論を生み出していくこととなった。

明治40年代、貰い子殺しや継子いじめが社会問題として新聞紙上でさらに活発に論じられるようになるとともに、原胤昭というひとりの篤志家が虐待の被害に遭う子どもを保護する活動を開始する。原の虐待防止の活動は新聞で報じられたり、また原自身が自らの活動を新聞や雑誌等で論じたりすることで、児童虐待問題の新たな言説が社会に発信されていった。さらに専門家たちがまた様々に児童虐待の議論を展開していき、そのなかで諸外国における児童虐待防止の活動事例や法律が紹介されることとなった。これら諸外国の事例や法律の議論により、街頭等での特殊な子どもの労働を児童虐待とする言説の構築が推し進められていき、大正期になると国内の児童労働に対しても児童虐待として論じる言説が流通することとなった。

大正期にはまた、政府内においても児童虐待防止の議論が展開された。ただし、その児童虐待防止の議論は、子ども問題を広域に扱う「児童保護」の議論の一部で進められるものであり、虐待防止を単独に扱う法律を検討する議論はみられなかった。また大正期における政府内の議論では、児童虐待の定義はいまだ曖昧であり、しかし曖昧であったからこそ、多様な子ど

も問題を対象とした虐待の問題が議論されることにもなった。

また大正期には、世間の耳目を集めた児童虐待事件をきっかけに、救世軍による児童虐待防止事業の活動が開始された。事件と救世軍の活動により、児童虐待の議論はさらに白熱していったが、虐待防止の法制化の議論はこれまで通り広い範囲の多様な子ども問題の救済と保護の議論の一部として続けられたのだった。こうして児童保護の包括的な法律を求める議論が推進されたのは、「乳幼児愛護」「児童愛護」という大正期に敷衍した子どもに関する新たな思想であった。特に大正後期の児童虐待の問題は、児童保護及び児童愛護の実現という文脈に置かれて議論されたのだった。

しかしながら昭和期に入り、児童虐待の議論は新たな展開を迎えることとなった。児童虐待防止法の成立をもたらした直接の事件とされる「岩の坂貫い子殺し事件」が、昭和5（1930）年に問題化し児童虐待の防止と保護がより重要な主題として議論されるようになったのである。その後、同様の事件の発生とその報道が続き、貫い子殺しに対する社会の関心が高まっていくなかで、法律の議論は児童虐待の防止を単独の目的とする「児童虐待防止法」の要請に向かっていったのである。そして貫い子殺しが社会問題として人びとの関心を集めるなか、内務省社会局によって実施された児童虐待に関する全国調査が、児童虐待防止法要請の議論をさらに後押しすることとなるのだった。調査の結果は、児童虐待の問題の対象を貫い子のみならず、街頭等での特殊な業務や労働にまで拡張する関心を社会にもたらし、これらの問題をすべて含めて虐待防止の法律の実現を求める議論を生み出していった。

社会における児童虐待防止の法制化の要請を受けて、内務省社会局は具体的な法律案の検討を進めていくこととなった。社会局は昭和6（1931）年に「児童監護法」の議会提出を準備した。これは、児童虐待の防止を単独の目的とした国内最初の法律案であったが、親権の問題が壁となって議会提出は見送られた。次いで、内務大臣の諮問機関であった社会事業調査会で「児童虐待防止に関する件」が審議され、その結果「児童虐待防止に関する法律案要綱」が答申された。調査会の審議では、虐待を防止するための親権の制限についても話し合いが行われ、民法の改正なしにその制限が可能であることが確認された。また重要な点として、調査会によって答申されたこの法律案の内容は、特殊な業務や労働等に子どもを使用することを禁止しないし制限することを目的とするものとなっていた。この法律案の要綱が元となり、児童虐待の防止を単独の目的とする「児童虐待防止法案」が政府案として昭和7（1932）年12月開会の第64回帝国議会で提出されたのである。

しかしながら、帝国議会における児童虐待防止法案の審議は円滑には進まなかった。衆議院では一部の条文について批判的な質疑が繰り返され、審議は紛糾したのである。特に、法案第7条における子どもへの禁止行為を定めた規定には厳しい批判が集まり、結果としてこの条文の削除が決議されたのだった。貴族院においては、衆議院による法案第7条の削除が問題とされたものの、結局衆議院決議の修正案の通りに可決され、昭和8（1933）年4月1日に児童虐待防止法が公布されたのである。政府案において子どもの特殊な業務や労働を禁止してい

た、本法案の中核ともいべき規定が削除されたことにより、児童虐待防止法は社会の反応として「骨抜き」と評されることとなった。同時に、それらの批判を通じて、子どもが特殊な業務や労働に携わるなかで、ひどい扱いを受けたり危険な目に遭ったりすることが虐待なのではなく、特殊な業務や労働に子どもが就くことそれ自体が虐待なのであるという、児童虐待の理解が確立することにもなるのだった。

児童虐待防止法の成立後、法律の実際の施行を通じて、児童虐待の問題は法律の成果をめぐる対立的な議論のなかに置かれることとなった。子どもの特殊な業務や労働を問題視し法律の施行を肯定的に評価する議論が展開された一方、法律によって働くことを禁止された子どもやその家族の生活の苦難を論じて法律の施行を否定的に評価する議論が提出されたのである。その対立は「子ども期の享受」をめぐる議論の応酬であった。児童虐待防止法の成果が「子ども期の享受」として主張されればされるほど、生活のために働くことを必要とする子どもの姿に光があたり議論の対立は鮮明となった。児童虐待防止法の成立は、近代日本の児童保護事業のひとつの到達点とみることができる反面、相反する「子ども」を同時に存立させる新たな現実を構築することにもなったのである。

また一方で、児童虐待防止法の成立を通して、特殊業務における子どもの使用の問題が様々な議論されればされるほど、報酬をもって受け渡しされる貰い子の問題は虐待の問題として語られなくなっていくのだった。法律施行後、貰い子殺しは虐待問題としてではなく、代わりに産院・産婆の問題とともに論じられていった。児童虐待防止法の制定は、貰い子殺しを児童虐待の問題とは異なる子どもの問題とする語りを生成したことにもなる。すなわち、児童虐待防止法は、貰い子殺しを虐待問題としては語らない社会を形成したことになったのである。こうして児童虐待の問題構築は、法律をめぐる議論を通じて、複数の子どもの語り方を生み出しながら達成されたのである。

子どもを保護する法律の制定は、子どもに対するまなざし方や語り方を新たに生成するのみではおそらくない。法律というかたちで子どもを保護する体系が構築されたとき、そこには構築されたものの「外部」が出現することになる。その「外部」は、あらかじめ存在していたものではなく、ひとつの体系が具体的に構築されたときに初めて（あるいは構築されると同時に）形成されるものである。貰い子殺しは、児童虐待防止法が制定される以前から問題として論じられていた。しかしながら法律が制定された後の貰い子殺しは、それ以前の貰い子殺しとは異なるものとなった。児童虐待防止法は、虐待問題としては語ることはできない、児童虐待問題の「外部」として貰い子殺しを論じる社会を形成したのである。そのときの貰い子殺しの事件のなかで語られる子どもは、虐待の問題とは異なる、新たな問題のなかの「子ども」であった。本論文は、戦前期における児童虐待の問題構築過程を読み解くとともに、その歴史を子どもの複数性という視座から記述することにより、子どもの近代の一局面を明らかにした。